

# 「柏崎市雪に強いまちづくり条例」について 市民ぐるみでつくる 雪に強いまち かしわざき

柏崎市都市整備部維持管理課

## 1. 条例制定に至った背景と経緯

柏崎市は新潟県の中越地区に位置し、日本海に面した比較的雪の少ない地域としてのイメージがあり「なぜ柏崎市が雪に関する条例制定をするの？」という疑問を持つ方も多いのではないかと思います。本市は442.7平方キロの面積があり、市街地のある海岸部の少雪地域から、中山間地の豪雪地域まで幅広い気候分布で、冬期間の雪処理は生活や経済活動など市民にとって重要な課題となっています。

平成22年、23年と2年連続の豪雪（図―1）で、少子高齢化や過疎化の進行、自力での雪処理が困難な世帯や空き家の増加、長引く景

気の低迷による道路除雪を担う建設業者などの経営環境の悪化等、内在していた様々な課題が表面化し、議会でも条例制定によるこれら課題に対する施策が求められるようになりました。

平成22年9月に行った「柏崎市第四次総合計画後期基本計画」策定のための「まちづくり市民アンケート」でも、施策の重要度として除雪体制の強化が上位に位置していることから（表―1）、雪への課題に対する総合的な施策を進めるため「柏崎市雪に強いまちづくり条例」を制定することとなりました。

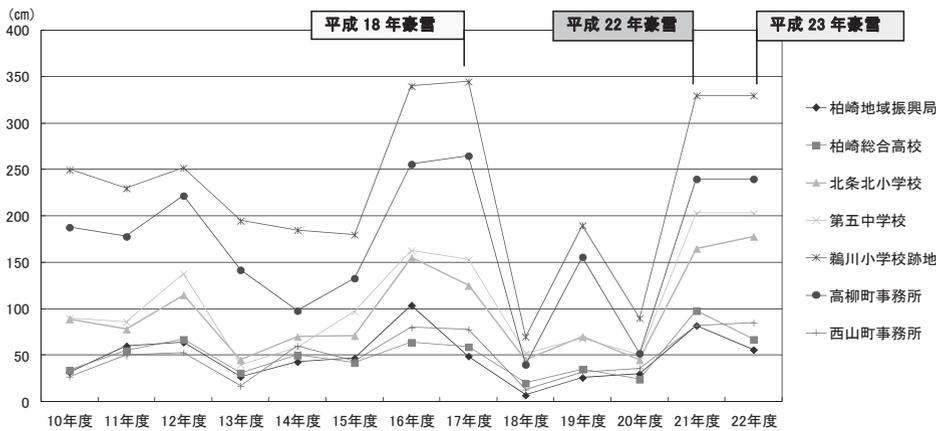
雪対策というと「道路除雪」が真っ先に思い浮かぶことから、道路管理担当の都市整備部維持管理課が主体で取りまとめることとな



除排雪の様子

少子高齢化、過疎化や空き家の増加などで除雪が困難な状況が豪雪地域では大きな問題になっている。柏崎市では雪への課題に対する総合的な施策を進めるための条例を制定した。

図-1 年度別最大積雪深



り、平成23年4月から条例制定に向け作業に着手しました。総合企画部、市民生活部、福祉保健部、消防本部、都市整備部などの関係課と協議を重ねながら、議会説明、パブリックコメントの募集を行い市議会9月定例会で条例が制定されました。

表-1 柏崎市の現状への満足度と今後の重要度についてのアンケート結果

(34施策の順位)

順位	満足度上位14項目	満足度下位14項目	重要度上位14項目	重要度下位14項目
第1位	ガス、上下水道などの整備状況	商業の振興	医療機関や医療体制の充実	国際理解・協力及び地域間交流の推進
第2位	ごみ処理や3Rの推進状況	新規企業の誘致や雇用対策	原子力発電所の安全対策の推進	生涯スポーツの推進・競技スポーツの振興
第3位	消防や防災体制の状況	農林水産業の振興	除雪体制の強化	人権尊重や男女平等を目指したまちづくりの推進
第4位	自然環境の保全	母子（父子）福祉サービスの状況	高齢者福祉サービスと高齢社会への対応	コミュニティ活動の推進
第5位	コミュニティ活動の推進状況	工業の振興	病気予防や健康づくりの推進	地域文化の継承と文化財の保護や活用
第6位	公園やまちなみ・景観の整備状況	市の行財政改革の推進	公共交通機関（鉄道や路線バス等）の利便性	農林水産業の振興
第7位	河川や用排水路等の整備状況	公共交通機関（鉄道や路線バス等）の利便性	防犯体制の強化	生涯学習環境の整備
第8位	地域文化の継承と文化財の保護や活用の状況	国際理解・協力及び地域間交流の状況	新規企業の誘致や雇用対策	住民の参画によるまちづくりの推進
第9位	道路交通網の整備状況	障害者福祉サービスの状況	学校教育の充実	情報通信サービスの充実
第10位	病気予防や健康づくりの推進状況	観光産業の振興	障害者福祉サービスの充実	柏崎駅周辺の整備
第11位	学校教育の充実	少子対策と子育て支援サービスの状況	消防や防災体制の状況	新エネルギーの利活用と省エネルギーの推進
第12位	防犯体制状況	新エネルギーの利活用と省エネルギーの推進	少子対策と子育て支援サービスの状況	河川や用排水路等の整備状況
第13位	生涯スポーツの推進・競技スポーツの振興状況	柏崎駅周辺の整備状況	道路交通網の整備状況	母子（父子）福祉サービスの状況
第14位	生涯学習環境の整備状況	除雪対策の状況	ごみ処理や3R（スリーアール）の推進	観光産業の振興

## 2. 条例内容・設計の解説

本市の最上位計画である「柏崎市第四次総合計画後期基本計画」の基本理念「好きです

輝く柏崎」は、市民一人ひとりが、自分の住むまちに誇りと愛着を持ち、将来に向かって互いに協力しながら、輝きに満ちた柏崎市を創造していくことを目指しています。条例ではこの基本理念に沿い、「市民ぐるみで効果的かつ秩序を持って雪への課題に対応するため、市、市民及び事業者の果たすべき役割を明らかにし、もって互いの協力により雪を克服し、降雪期における住みよいまちを築くこと」を目的としました。

この条例は第1条の「目的」から第8条の「委任」までで構成され、総論的な内容となっています。具体的な施策の内容は、第5条「基本計画」で「柏崎市雪対策基本計画」を定めることとし、これに委ねる構成としました。この計画期間は平成24年度～平成28年度の5年間とし、5年毎に見直しをすることになります。また、前記市民アンケートでの平成22年度市民満足度25・7%を、平成28年度に50%にするという達成目標も設定しました。

この基本計画が条例の目的を達成するための実効性ある重要な計画であることから条例同様、議会説明、パブリックコメントを経て

平成24年2月に策定しました。内容は大きく4つの項目に分類し構成してありますので以下のとおり紹介します。

### ①降雪期における円滑な道路交通の確保

地方都市である柏崎市にとって、道路交通の確保は市民生活・産業活動・防災面などに大変重要なものです。将来にわたって安定的な除雪体制の確保を図り、降雪期における円滑な道路交通の確保をめざします。

### 第1章 降雪期の円滑な道路交通の確保

- 1 除雪水準の向上
- 2 除雪体制の確保
- 3 バス等公共交通の冬期安全運行対策の実施
- 4 道路の維持及び除雪の計画的な管理の調査・検討
- 5 効率的な除雪体制づくりの推進



歩道除雪の状況



市街地での除雪状況

第2章 雪に強いまちづくりの推進

- 1 安全な生活道路の整備の推進
- 2 冬期集落安全・安心確保対策事業の推進
- 3 歩道整備及び歩道除雪の推進
- 4 消雪パイプの計画的な維持管理の推進
- 5 宅地状況に配慮した建築の促進
- 6 克雪住宅促進への支援

②雪に強いまちづくりの推進  
 安全な生活道路や歩道の整備を推進するとともに、消雪パイプの計画的な維持更新、降雪期間の生活確保が困難な世帯や集落への支援の拡大、雪に強い住宅建設への支援により雪に強いまちづくりを進めます。



歩道のバリアフリー化（融雪式歩道）



消雪パイプの整備状況



自然落雪式屋根の住宅



冬期通学状況

### 第3章 市・市民・事業者による協働の推進

- 1 雪処理のマナー向上に向けた取組み
- 2 市民相談への対応の取組み
- 3 地域ぐるみで助け合う(支え合う)体制づくり
- 4 高齢者等の要援護者世帯に対する支援
- 5 狭隘道路除雪への支援
- 6 除雪ボランティアの育成と支援
- 7 空き家等からの道路への落雪対策
- 8 事業者による除雪サービスの環境整備

③市・市民・事業者による協働の推進  
市・市民・事業者が、それぞれの役割を自覚し、責務を果たすとともに、市は市民等の主体的かつ自主的な雪処理に対する支援策を講じるなど、降雪期における住みよいまちを築くため、協働による雪対策の推進を図ります。

広報・ホームページによる情報提供



除雪ボランティア活動

### 第4章 豪雪時における対応と体制の確立

- 1 豪雪時における体制の確立
- 2 豪雪に伴う災害救助の実施
- 3 豪雪時(異常降雪時)における道路交通の確保
- 4 消防体制の確保

④豪雪時における対応と体制の確立  
豪雪時や豪雪災害時においても、より一層、円滑な組織的で充実した対応と体制の確立を目指します。



豪雪による災害救助の様子



消防による消火栓点検

### 3. 課題と今後の展望

2年連続の豪雪と書きましたが、平成24年も1月～2月にかけて昭和61年以来の26年ぶりの豪雪になりました。市全域に災害救助法が適用され、まさにこの条例・基本計画が必要とされる状況でした。しかしながら条例制定から間がなく、計画期間が平成24年度から施策の予算措置が不十分なため計画通りとならない部分もありました。この豪雪を教訓に、各部署で実効性のある施策の展開が望まれるところです。

財政難が続く当市にとって、雪対策にかかる予算措置がままならないのが現状です。いかに市民の皆様が条例の目的を理解し、協働・共助の精神で雪対策にあたっていただければ、PRも重要な要素だと思っています。

●第26号 (2011年8月発売) 定価1,200円 (税込)

#### ・特集 農商工連携と自治体

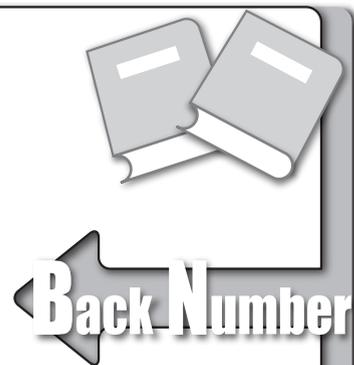
「農商工連携促進法」制定の背景と意義  
 農商工連携と自治体の役割  
 —商工系と農林系の垣根をどう乗り越えるか—  
 農商工連携のビジネスモデルと成功のポイント  
 注目される農商工等連携の先進事例

#### ・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例  
 所沢市空き家等の適正管理に関する条例について  
 ～生活環境の保全と防犯のまちづくりの推進のために～

#### ・トピックス

弁護士ゼロ地域の解消  
 自治体間の災害時応援態勢



商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい | フリーコール(通話料無料) | TEL: 0120-953-431 | Web | URL: <http://gyosei.jp>  
 受付時間: 月～金 9時から17時 | FAX: 0120-953-495 | 案内